

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第28号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年1月14日 07時20分ごろ	
発生場所	山口県宇部市宇部港 宇部港東第4号灯浮標から真方位034°230m付近 (概位 北緯33°55.8′ 東経131°14.3′)	
事故等調査の経過	平成23年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第二 ^{すずか} 鈴鹿丸、198トン	
船舶番号、船舶所有者等	131718、天翔汽船有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）（履歴限定）	
死傷者等	なし	
損傷	船尾船底外板凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、宇部港の岸壁から出航中、平成23年1月14日07時20分ごろ、同岸壁付近の浅所に乗り揚げた。 本船は、船体、機関、そのほかに異常がなかったので航海を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約3.8mであった。 海図によれば、本船が衝撃を受けた浅所付近の水深は、約3.2mである。 本船は、出航中、行き会う漁船を避けるために岸壁側に寄ったところ、船底に衝撃を感じた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、宇部港を出航中、漁船を避けようとして宇部港東導灯の針路線から外れ、岸壁側に接近したことから、岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、宇部港を出航中、漁船を避けようとして岸壁側に接近したため、岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	